

# ヤミ金融の見分け方

1. 登録業者かどうか  
：金融庁のホームページで検索することが可能です。また都道府県の貸金業担当部署（沖縄県：消費・暮らし安全課）に電話することでも確認できます。
2. 店頭やチラシに登録番号が表示されているか。  
：店頭の見やすい場所に貸金業者登録票を掲示することや登録番号を明記することが貸金業法で義務づけられています。
3. 広告や宣伝におかしな点はないか  
：「審査不要」や「即融資」など必ず融資できると表示している業者はヤミ金融の可能性が高いです。

※ ヤミ金融とは、国又は都道府県の貸金業登録を受けずに、貸金業を営むことをいいます。ヤミ金融業者は、利息制限法の上限金利 15～20%をはるかに超える高い利息で貸付け、返済が滞ると嫌がらせや暴力的な取立てを行うなど、問題となっています。



## 沖縄県の主な相談窓口



○沖縄県警察本部警察安全相談室 又は最寄りの警察署	098-863-9110 又は #9110
○日本貸金業協会沖縄県支部	098-866-0555
○沖縄弁護士会法律相談センター	098-865-3737
○沖縄総合事務局財務部金融監督課	098-866-0095
○なは司法書士総合相談センター	098-867-3577
○沖縄県消費・暮らし安全課	098-866-2310
○沖縄県消費生活センター	098-863-9214 又は 188
○法テラス沖縄	050-3383-5533
○那覇市 那覇市消費生活センター	098-862-3278
○石垣市 平和協働推進課	0980-82-1253
○北部12市町村 消費生活相談室(名護市地域経済部 商工・企業誘致課)	0980-53-7518
○うるま市 市民協働課 うるま市消費生活センター	098-973-5692
○東村 総務財政課	0980-43-2201
○今帰仁村 経済課	0980-56-2256
○伊是名村 商工観光課	0980-45-2534
○八重瀬町 観光商工課	098-998-2344